

<別紙2-1（共通評価 保育所版）>

(2021.4)

判断基準 a・b・cは、評価項目に対する「到達の状況」を示します。

- a：現状維持の努力が必要とされる水準
- b：「a」に向けた取組みの余地・伸びしろがある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果

事業所名：尻手すきっぷ保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>保育園の理念、基本方針はパンフレットやホームページ、重要事項説明書等に記載されています。保育理念は「地域と手を取り合い子ども一人ひとりを暖かなまなざしで見守り育てていける保育環境を作る」とし法人の保育事業スタートにあたり作成されて以降掲げているものです。保育理念のもとに、Mission「子ども一人ひとりの意思を尊重し自主性や主体性を持った意欲溢れる子どもを育てる」、保育方針「一人ひとりの育つ力に『働きかけ』『信じる』『待つ』ことで花開かせる保育」、パリュウ「全職員が全園児のことを把握し、満たされるまで愛情を注ぐ」、保育目標「自分らしく輝く のびのびと」を掲げ、保育の方向性を示すものとなっているとともに職員の行動規範となる内容でもあります。職員に対しては採用面接時や4月職員会議で説明をし確認しています。保護者に対しては入園説明会で説明したり懇談会や行事開催時の園長挨拶等の中で触れるなどして周知に努めています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>法人では、社会福祉事業全体の動向について把握、分析をし、年に2回の全社員総会で報告しています。園長は、毎月開催の事業部会議に出席して経営についての報告を受け、さらに姉妹園の園長同士で、地域の動向、特徴、保育ニーズについて共有しています。また、園長は、毎月、法人に収支報告をし、本部の担当者と共に保育のコスト分析や利用者の推移についての分析をし共有しています。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>経営状況について、保育園は毎年予算を立てて保育園裁量予算内で執行するよう努力しており、毎月、本部からの実績の通知で状況を把握し、改善すべき課題について法人と共有しています。また、経営状況や改善すべき課題については職員会議等で職員に周知し改善策について園長、副主任、リーダーで検討します。例として、予算をオーバーしてしまった際、改善策として教材の使い方を見直すなどの提案をし、職員全体で取り組んできたことがあります。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>法人本部では、2023年度から2025年度までの中期事業計画を作成しています。内容は、保育事業本部が目指すところ等7項目をあげ、理念の実現に向けた組織体制、保育の内容、人材の育成、事業の方向性、収支の数値目標について記載しています。ただし、人材確保についての課題と対応方針については「編集中」として不明瞭な状態です。また、中期事業計画について、園長には周知されておらず、計画の存在が把握されていない状況にあります。今後、法人は、中期事業計画の内容について園長に説明し共有していくことが求められます。</p>	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>保育園は、保育理念や保育方針、保育の計画、運営方針、人材育成等を掲載して単年度事業計画としてまとめています。園長は作成にあたり、職員に意見を求めたり本部に相談しており法人も把握している内容となっています。また、事業計画は実行可能な具体的な内容となっており単なる行事計画にはなっていません。今後、項目によっては、数値目標や成果の設定をし実施状況の評価も行っていくことが望まれます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<コメント>	
<p>事業計画は、職員の参画や意見を反映させて策定されています。事業計画の内容について、園長は職員会議や職員との個別面談等でも説明し理解を促すよう努めています。職員は11月頃より各係やクラス内で取り組みの評価をし、年末の会議で報告し合ったものを園長が取りまとめています。会議で話し合われたことは会議録や保育アプリで全職員が確認することができ、その感想を伝えたことは次の計画に反映されます。行事の計画については子どもの要望も汲んで職員が意見を出し合い、運動会の形態を保護者参加型に変えたり、お泊り保育の回数を増やしたりしてきました。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<コメント>	
<p>事業計画の主な内容を重要事項説明書に掲載し保育園玄関に掲示して閲覧できるようにしています。また、園長は、事業計画について、年2回開催の保護者懇談会や運営委員会で説明して周知に努めており、送迎時等に保護者から質問が出された際は、その場で説明するようにしています。運営委員会で事業計画等の周知方法について要望が出されたことを受け、保育アプリの「資料室」に周知したい資料を掲載し保護者が閲覧しやすくしています。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント>	
<p>保育は、全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画、週案を立てて実行していますが、それぞれ期や月ごとに振り返り欄を設けて記載しており、職員がPDCAを意識できるようになっています。毎日、クラス内でその日の保育の振り返りをし、毎週開催の職員会議等では園全体の様子を共有するとともに改善に向けて取り組んでいます。また、園長、副主任は日誌等の書類を毎日確認し必要な助言をしており、職員の言動等が気になった際はその場で指摘することもあります。年末には、保育士一人ひとりが自己評価をし全体で確認して園の評価をまとめています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント>	
<p>事業本部は自己評価チェックシートを作成しており、保育士は年末に自己評価を実施しています。評価の内容は「保育の計画性」「保育の在り方」「保育士としての資質や能力・良識・適正」等5分野、計69項目について、A「概ね達成している」～D「成果が出ていない」の4段階で評価します。評価結果を園長が取りまとめ文書にして共有しています。週1回の職員会議で結果の分析や課題、改善策についても検討しています。会議に参加できなかった職員は、会議録や園長からのSNSで確認し共有しています。職員から、評価結果に基づく改善策の提案が出されることもありますが、それを具体化して計画的に取り組むまでには至っていません。今後、時間を捻出して話し合いを深め改善に取り組んでいくことが期待されます。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<コメント>	
<p>園長は、クラス会議や職員会議等に参加し保育園の経営・管理についての方針を明確にし説明しています。また、毎月の園だより等に自らの役割と責任についての考え方に触れた内容を掲載し表明しています。園長不在時の対応は、現在の職員体制の事情から看護師、事務員に依頼し周知されていますが職務分掌として文書化はしていません。今後、職務分掌を作成するとともに、園長不在時や有事の際の権限委任について文書化していくことが期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント>	
園長は、遵守すべき法令等を理解し取引業者や行政関係者等との適正な関係を保っています。ただし、環境への配慮や労務管理、働き方改革など幅広い分野についての研修や勉強会には参加していません。現状は、毎月法人が開催する事業部会に参加して遵守すべき法令等について学んだり、日頃の法人本部とのやり取りから情報を得ていますが、今後は、様々な研修に参加し遵守すべき法令等について理解を深めていくことが期待されます。職員に対しては、個人情報の保護や子どもの人権、危機管理についての研修を実施して周知しています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント>	
園長は、日頃から保育室を見て回ったり、実際に保育に参加したりする中で職員や子どもの様子を把握しており、日誌や指導計画も日々確認して定期的、継続的に評価・分析を行っています。園長は、クラス会議や職員会議に参加して保育の振り返りや指導計画の作成と一緒に確認し、保育の質の向上に取り組んでいます。また、様々な場面で職員から出された意見を反映させ、園長自らリトミック研修の講師をしたり、個別月案の書き方を5領域を取り入れたものに提案したり、園内研修で「お互いに取り組んでいること」を発表しあうなど指導力を発揮して質の向上を図っていますが、クラスにより意識の差があり、さらなる取り組みが必要ととらえています。	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント>	
園長は、労務等の分析をし業務の実効性の向上に向けて取り組んでいます。人材確保や財務等については法人本部が担い、毎月の事業部会で報告して共有しています。事業部会では姉妹園と状況を報告しあって共有し、改善点も出し合い、すぐに実行できることもあります。また、園長は、日々、子どもの様子や職員の配置状況を確認し休暇や休憩が取得できるように調整しています。ただし、昼の時間帯には様々な会議が設定されたり、行事や保育の準備、指導計画作成等もあり休憩時間の確保は課題となっています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント>	
法人は、中期事業計画の中で人材確保については「継続課題」とし、「対策としては方向性を打ち出すこと」「魅力ある職場環境づくり」を挙げていますが、現状は「編集中」であり、時間をかけて組織文化変革に取り組むとしています。具体的な取組としては法人のホームページに採用の情報を入れて募集しています。保育園では採用面接者に丁寧に対応し人材確保に努力しています。また、保育園では研修の充実を図るため職員が担当を分担して取り組んだり、園長の発案で「フレンド」の取り組みを実行し、職員の育成・定着を図っています。一方で、人材育成計画は作成されていませんので、今後、人材の確保や育成に関する考え方を明記し取り組んでいくことが期待されます。	
	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント>	
法人は、理念・基本方針に基づき4つのマインド「謙虚」「感謝」「奉仕」「積極性」を掲げ期待する職員像として明確にしています。職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度について、園長は、面談や研修結果、また、上司や同僚など様々な立場から評価をして総合的に評価する「360度評価」を導入しその結果から分析し、昇格、昇給につなげていますが、明確な人事基準は定められてはいません。今後、人材育成計画を作成するとともに職員が、自ら将来の姿を描くことができるようなキャリアパス、人事基準についても明確にしていくことが望まれます。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>労務管理の責任者は園長で法人と連携して職員の就業状況を把握しています。園長は、職員の働きやすさを常に頭において行動し、日頃から散歩や遠足等に参加して保育の様子を観察したり、休憩時には職員と雑談をしてコミュニケーションを取ったり小さな変化に気づくよう努力しています。また、園長が発案した「フレンド」の取り組みでは、二人一組で月に2回の会話の時間を設定をし、職員同士関わりあって、相談しやすい仕組みを作っています。また、法人から月2回、担当部長が来園しハラスメント等の相談を受け付けています。職員の希望を取り入れて、時短勤務、早番、遅番の時間固定勤務実施や残業手当を固定して保障するなどしています。休暇については、有給休暇のほか夏・冬のリフレッシュ休暇や年1日の「すきっぴーデー」を希望する日に取得できるなどワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>法人は、期待する職員像として「4つのマインド」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが作られています。園長は、職員一人ひとりと年度始めの面談でコミュニケーションのもと、一年の目標や研修計画を設定し、年度末の面談で振り返りを行っています。保育園では「360度評価」にも取り組んでおり、園長は、職員と6月、3月に評価面談を行い「改善する点」「良くできている点」を伝え職員同士がより良い関係で業務に当たっていただけるよう伝えています。また、職員一人ひとりの目標や計画に向けての進捗状況によっては、設定した面談以外にも声掛けしたり経過を確認したりしています。ただし、目標の項目、目標水準、目標期限は明確ではないため評価が難しい状況です。今後、法人や姉妹園園長と相談し目標項目や目標水準、目標期限が明確にされた目標管理シートを作成し、人材育成に取り組んでいくことが求められます。</p>	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育園では、理念を実現した保育を実施するため、期待する職員像として「4つのマインド」を基本方針や計画の中に組み入れています。園内研修は保育内容を深めることを目的に役割分担を決め事業計画に明示して実行し、振り返りを事業報告に載せています。今年度の研修は、音楽リズム、運動遊び、障がい児保育等6項目に取り組んでいます。また、保健研修として「SIDS・午睡時の健康確認」「虐待・子ども的人権」「救命救急法」等の内容で毎月取り組んで保育に生かしています。園内研修や外部研修の報告は保育アプリに保存するとともにSNSで配信し参加できなかった職員も確認できるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は、職員との面談や日頃の保育の様子から一人ひとりの知識、技術水準等について把握しています。新任職員を迎えた際は先輩職員が保育や日々の業務の中で指導をしています。法人では、事業本部研修、リーダー層研修、主任研修、クラス別研修、姉妹園研修、新人研修、中堅研修など多数の研修を開催し職員の職務や必要とする学びの機会となっています。職員は、横浜市や鶴見区、川崎市の研修、また、横浜市東部地域療育センターの研修やキャリアアップ研修に積極的に参加し学びの機会を拡げています。外部研修等へ出来るだけ多くの職員が参加できるよう勤務を調整し、参加できなかった職員もアプリに保存した資料やSNSで確認することができるよう工夫しています。</p>	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
<p><コメント></p> <p>これまで実習生を受け入れたことがなく、受け入れに対する体制も整備していません。今後、理念の実現に向けた人材確保や次世代育成のため、実習生受け入れに関する基本姿勢を明文化しマニュアルを整えていくことが期待されます。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>	
<p>事業本部のホームページに理念や基本方針、保育内容、第三者評価の受審結果が掲載され公表されています。事業計画、事業報告、予算、決算情報、苦情相談の内容等については文書化して玄関に掲示したり、保護者代表や第三者委員が参加する運営委員会で報告しています。また、理念、方針、ビジョン等についてはブログで活動内容を公表しています。地域に向けては、パンフレット等の配布はしていませんが、子育て支援関連の予定表や行事へのお誘いは保育園の掲示板に掲示したり、区役所においていつでも手にすることができるようになっていきます。</p>	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント>	
<p>法人の運営規定、経理規定、賃金規定、就業規則が文書化されて玄関に掲示されており、職員に周知しています。毎月の経理については事業本部に提出してやり取りをしたり、事業本部から巡回の際、相談しています。外部の税理士や社会保険労務士による監査支援を実施しており経営状況は改善しています。一方、職務分掌の作成はしておらず、権限・責任が明確にはなっていない状態です。今後、職務分掌を作成していくことが期待されます。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>事業本部は、保育理念として「地域と手を取り合い、子ども一人ひとりを暖かなまなざしで見守り育てていける保育環境を作る」を掲げており、また、全体的な計画にも「文化や伝統などに触れ自分たちの住む地域に親しみを感じ豊かな生活体験を得られるようなかかわりを大切にする。・地域と共に子育てに取り組む体制の確立に努める。」とし、地域と連携した取り組みに力を入れています。保育園は、近隣神社のお祭りや小学校で町内会のお祭りが開催される際には保護者にお知らせし参加しやすくしています。保育園の盆踊りやハロウィンなどの行事やベビーマッサージなど子育て支援の予定は園の掲示板にお知らせを掲示して地域の方に周知しています。近隣の保育園と合同で不審者侵入時訓練を行ったり川崎市幸区の保育園と年長児交流をしたり地域の人たちとの交流に取り組んでいます。</p>	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
<コメント>	
<p>卒園生が学校のおたよりを届けてくれたり、保育園の委託業者の職員が行事に参加したという交流はありますが、ボランティアとしての受け入れはなく、今後、姿勢の明文化やマニュアル等の整備が望まれます。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
<p>保育園では、鶴見区役所や消防署、警察署、小学校、横浜市東部地域療育センター、横浜市中央児童相談所等の関係機関のリストを作成して事務室に掲示し、必要な時はすぐに確認できるようになっています。横浜市東部地域療育センターや川崎市の地域療育センターとは定期的に連絡を取って保育に取り組んでいます。園長は、鶴見区園長会、鶴見区幼保小連絡会、鶴見区ネットワーク事業等に参加し地域の共通の問題に対し、解決に向けて協働して取り組みを行っています。家庭での権利侵害が疑われる子どもへの対応については横浜市、川崎市の児童相談所と密に連絡を取り対応しています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、鶴見区園長会やネットワーク連絡会、幼保小連携会議等に参加する中で、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。また、第三者委員である民生委員や町内会長とのやり取りから地域の具体的な福祉ニーズを把握し、未就園児に対し定期的に園庭開放を実施したり子育てに関する相談事業やベビーマッサージ、栄養相談の開催等に繋げています。</p>	
	第三者評価結果
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>保育園は、以前は町内会に加入していましたが、コロナ禍以降は加入もなく交流が滞っていました。最近では、また交流が活発になり地域の方へ盆踊りやハロウィン、クリスマスコンサート、焼き芋などの行事のお知らせをしてお誘いし、一緒に楽しんでいます。近隣会社の方には例年、クリスマスのサンタクロースとして協力いただいています。また、「勤労感謝の日」の時期には、会社の方や地域の警察署の方、近くの公園でカメを飼育している方、近隣住民の方々に感謝の思いを描画等の作品にてお届けしています。近隣の方々からは「楽しみに待ってたよ」「嬉しくて涙が出るよ」と喜ばれています。地域は、洪水災害時避難区域に指定されており、隣のマンションに避難することで許可を得ており、年2回、町内会長、警察も参加して合同避難訓練を実施しています。また、保育園ではAEDの設置や食料の備蓄をしており、依頼があればこれらを提供する用意があります。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保育理念やMission、保育方針などに子ども一人ひとりを尊重する姿勢を明記し、職員に周知しています。倫理綱領等は策定していませんが、「よこはま☆保育・教育宣言」を事務室に掲示しています。毎年、人権・虐待についての法人および園内研修を実施しています。職員会議では、具体的な場面を取り上げて話し合いをし、方向性の統一を図っています。園長は保育の様子を見て回り、声の大きさなど気になる事例があった時には、個別に指導やアドバイスをしたり、職員会議で取り上げるなどし、職員への周知・徹底を図っています。食事など習慣や文化の違いも尊重し、無理強いすることなく徐々に園の生活に慣れるように支援しています。性差についても職員会議で取り上げ、性差による固定的な保育をしないよう努めています。園のしおりに外国籍や障がいなど子どもの多様性を尊重する法人の方針を記載し、入園時や懇談会で保護者に説明しています。</p>	
	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>「保育士のモラル」に子どものプライバシー保護について記載し、入園時に配布して説明しています。また、就業規則にも記載しています。おむつ替えはトイレで行い、幼児トイレの個室には扉があり、おもらしなどの際には、仕切りを用いて外からの視線を遮っています。着替えは上下別に行い、全身裸になることはないようにしています。5歳児の着替えは男女別にし、女児は衝立の中で一人で着替えています。会議録等への記載はイニシャルを用いるようにし、観察チェック表には表紙をつけ、外から見えないように配慮しています。入園時に、映像や名前の掲載について保護者に説明し、同意書を得ています。職員は子どものプライバシーを意識して保育していますが、支援のマニュアルなどにプライバシーへの配慮について明確に記載して園内研修などであらためて周知することはしていないので、さらなる取り組みが期待されます。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページ、SNS、パンフレットを用いて、利用希望者等に園の情報を提供しています。ホームページには理念や園の目指す保育の考え方、概要、安全衛生・危機管理などが掲載されています。行事やクラスの活動の様子などをSNSに掲載し、随時更新することで、最新の園の様子が伝わるようにしています。子育て支援の案内を区役所に置くとともにポスターを門に掲示し、情報提供しています。利用希望者等からの問い合わせには随時応じ、見学には希望日を聞いて調整し、個別に対応しています。見学は、園長がパンフレットを用いて園内を案内し、保護者の質問に答えています。説明内容は適宜見直しをしています。</p>	

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>	
<p>入園時に入園説明会を実施し、園のしおり（入園案内兼重要事項説明書）を用いて園の理念や方針、保育内容、保育料等を説明し、保護者の質問に答えて同意を得ています。事前に資料を送付して記載した書類を提出してもらい、分からない点を明確にしながら説明会で再確認することで保護者の理解を深められるようにしています。説明にあたっては、保育室や保育の様子を見てもらったり、持ち物の実物を見せるなど、工夫しています。説明会後には個別面談を実施して園長、看護師が対応し、家庭での子どもの様子を確認し、保護者の要望を聞いています。慣らし保育は、2週間を目安に保護者の仕事復帰や子どもの様子を見ながら相談しながら決めていきます。書類と一緒に記載したり、複数回相談に応じるなど、保護者の状況に応じた丁寧な支援をしています。保育内容に変更があった場合には、保育アプリやお便りで通知し、必要に応じて口頭でも説明しています。</p>	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>	
<p>転園など保育所等の変更にあたっては、引き継ぎ文書などはありませんが、保護者から要望があれば随時対応しています。転園や卒園にあたっては、担任や園長を始め職員誰もが相談にのる旨を伝えていきます。転園後、卒園後も保育アプリを継続して連絡が取れるようにし、継続して支援しています。卒業後も保護者が相談に来たり、転園生から卒園式に出たいという問い合わせがあったりなど、つながりが継続しています。また、緊急時の連絡先も伝えていきます。卒園生には、行事の案内を送付しています。</p>	
(3) 利用者満足の上昇に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>保育士は日々の保育の中で子どもの言葉や表情、行動、反応などから子どもの満足度を把握しています。運動会やおたのしみ会などの行事後に保護者アンケートを実施し、保護者の意見や感想を聞いています。年2回のクラス懇談会と個人面談で保護者の意見や要望を聞いています。保護者代表が参加する運営委員会で意見や要望を把握しています。保護者からの意見や要望は職員会議で共有し、改善策について話し合っています。保護者からの意見を受けて、玄関にごみ箱を設置したり、ベビーカー置き場に腰板を設置したなどの事例があります。</p>	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<コメント>	
<p>苦情受付担当者は各クラス担任、苦情解決責任者は園長で、第三者委員2名を定めています。苦情解決の仕組みを園のしおりに掲載するとともに、玄関に掲示し、入園時に保護者に説明しています。また、4月の園だよりにも掲載しています。提案・意見箱と記入カードを玄関に置き、保護者が苦情を申し出しやすいようにしています。苦情とその対応は苦情記録または個人面談シートに記録し、職員間で共有して検討しています。検討内容と対応策については保護者に必ずフィードバックし、個人情報に関わらないものについてはお便りに掲載して公表しています。また、法人のホームページでも公表しています。保護者の意見を翌年の行事の見直しに反映するなど、苦情相談内容を保育の質の向上に生かしています。</p>	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<コメント>	
<p>法人のお客さま相談センターの電話とメールアドレス、第三者委員の連絡先を掲示と重要事項説明書で紹介し、保護者が直接申し立てることができるようにしています。日々の会話や保育アプリの連絡帳、懇談会や個人面談など、保護者が意見が述べられる場を複数用意しています。また、保護者に「相談したいことがあればいつでも声をかけてください」と配信し、随時相談を受け付けることを通知しています。保護者からの相談には相談室を用いています。外部の相談窓口として鶴見区こども家庭支援課を紹介していますが、権利擁護の視点から横浜市福祉調整委員会やかながわ福祉サービス運営適正化委員会などの外部の権利擁護機関の窓口も紹介していくことが期待されます。</p>	

	第三者評価結果
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント> 毎日の送迎時には園長始め職員は、それぞれの立場で保護者と会話して保護者の話を傾聴し、相談に応じています。保育アプリの連絡帳でも保護者の相談にのっています。保護者から相談を受けた保育士は園長に報告し、対応について検討しています。必要に応じて個人面談を設定し、相談に応じています。相談内容によっては、園長、看護師が対応することもあります。検討に時間がかかる場合にはその旨を速やかに説明しています。保護者からの意見を受けて、職員会議で検討し、環境設定を見直すなどしています。なお、苦情解決規程はありますが、相談や意見を受けた場合についてのマニュアルは作成していませんので、整備していくことが期待されます。	
(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 事故発生防止および事故発生時の対応マニュアルがあり、職員に周知しています。リスクマネジメントの責任者は園長で、看護師が中心となって、子どもの安全策を講じています。毎月、危機管理委員会を全職員が参加して開催し、事故とヒヤリハット事例の報告と事故報告書に基づく要因分析及び検証をしています。軽微なものまで含めて子どもの事故や怪我は全て事故報告書に記載しています。ヒヤリハットはヒヤリハット報告書に記載するとともに、毎週の会議で必ず1クラス1件は申し送りすることを義務付けています。必要に応じて保育室のカメラの画像を用いて事例検討することもあります。毎月、水の事故や救命救急、子どもの誤飲・誤嚥、園内の危険物チェックなどの保健研修を実施しています。安全計画を作成して玄関に設置し、保護者と共有しています。	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 感染症対策の責任者は園長で、看護師が中心となって対策を実施しています。感染症の予防に関するマニュアルがあり、職員に周知しています。マニュアルは毎年および横浜市からの通達を得た時に随時見直しています。看護師による季節ごとの感染症、嘔吐処理、正しい手洗いと手指消毒などの保健研修を実施しています。感染症対策として、清掃、換気、消毒の徹底、毎朝の家庭での検温と受け入れ時の観察などを実施しています。保育中に感染症が発症した場合には、保護者に連絡し、お迎えが来るまで事務室で見えています。保護者にはメールや掲示で連絡しています。新型コロナウイルス感染症が5類になった時には、対応について保護者にメール配信や口頭で周知しました。	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> 非常災害時の対応マニュアル、消防計画、自衛消防組織図に災害時の対応体制を明記しています。感染症および自然災害を想定した事業継続計画（BCP）を整備しています。園は浸水地域にあり、洪水時の避難確保計画も作成しています。保護者には、保育アプリおよび災害用伝言ダイヤル、職員には緊急連絡体制で連絡する体制があります。毎月、火災や地震を想定した避難訓練を実施しています。広域避難場所への避難訓練や災害時に迎えに来れなくなった保護者がいることを想定した宿泊訓練もしています。水害を想定した訓練もしています。年2回不審者対応訓練と年1回鶴見警察署の指導による不審者訓練もしています。食料や備品の備蓄リストを整備し、園長が管理しています。近隣の保育園とは災害時には助け合う声掛けをしていて、一緒に不審者合同訓練を行うなどしています。隣のマンションの管理人には洪水時に避難する了解を得るなど、地域と連携する体制があります。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<コメント> 保育の標準的な実施方法について、重要事項説明書や全体的な計画に文書化されています。また、感染症予防等のマニュアルを整えて事務所に備えており、職員はいつでも確認することができます。標準的な実施方法について、園内研修やクラス会議で定期的に確認するとともに園長との面談では自己評価や360度評価の結果をもとに振り返りをしています。園長は、折々に保育に参加して子ども一人ひとりを大切にしたい保育となるよう見守っており、保育実践が画一的なものとはなっていません。一方で、子どものプライバシーの保護や権利擁護に関する姿勢の明示やマニュアル作成のないもの、見直しされていないものがあります。今後、実際に保育で取り組んでいることを確認して適切に文書化していくことが期待されます。	

	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>毎月開催される事業部会では、保育内容について話し合い、各園の取り組みの良かった点、課題等を共有して改善策を検討し職員会議で報告しています。園内研修では、職員同士が保育の事例を挙げて理念の方向に向かって検討し、見直しをしています。その結果、必要なことは指導計画に反映されています。また、年に2回の運営委員会では保育内容の報告をし保護者からの意見や要望を受けています。会議の内容は、会議録と共に保育アプリの資料室に保存され周知されています。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<p><コメント></p> <p>各指導計画の責任者は園長で、指導計画の様式も作成しています。全体的な計画に基づいて、年間指導計画、月間指導計画、週案を作成しています。それぞれ年度末、月末、週末にクラス会議や職員会議で振り返りを行って記載したものを園長が確認しています。保護者との日々のやり取りから、その意向を把握し計画に反映させています。子ども全員について指導計画を作成していますが、配慮の必要な子どもの計画については、横浜市東部地域療育センター、法人の言語聴覚士や法人が契約する作業療法士、横浜市や川崎市の地域療育センター、子どもが通う通園施設と連携して作成しています。また、支援困難なケースについては鶴見区子ども家庭支援課等と連携し年に3回ほど検討会をもち適切な保育にあたるよう努めています。</p>	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>年間指導計画は期ごとに、個別の指導計画は毎月末、週案は週末に振り返りをし会議で報告しあって次の計画に反映させています。見直しによって変更した指導計画の内容について、担当職員に共有する際は、口頭や引継ぎノート、またSNSで迅速に報告しています。年2回の運営委員会の中で保護者の意向が出された場合は、職員に周知して取り入れています。指導計画を緊急に変更する場合の仕組みの整備はありません。これまでは、監査指導があった際には関係職員に速やかに知らせて相談し取り組み方を変えたり、コロナ禍で行事を変更した際は園長、職員で相談して提案したりと柔軟に対応してきました。今後、仕組みの整備が期待されます。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりについて、入園前の状況については保護者に「入園までの状況」「健康台帳」「離乳食調査票(該当児)」「食材確認票(該当児)」に記入してもらい個人別の1冊のファイルに綴じています。入園後は職員が様々な情報をファイルに綴じ、事務室で保管し必要な時は確認することができます。個別の保育記録については書き方に差異が生じないよう毎月、園長が確認しています。情報の共有を目的とした会議としては毎週の職員会議や年2回の全体会、毎月の保健会議、給食会議で行っています。緊急の際は、リーダーからの周知やSNSを使用することもあります。また、情報の共有や記録作成にあたりコンピューターネットワークの使用が整備されています。</p>	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録の管理者は園長です。重要事項説明書や全体的な計画に個人情報の保護についての記載があり職員には入職の際説明し、日頃から、子どもの個人ファイルの持ち出しを禁じています。また、保護者に対しては入園説明の際周知し同意書を得ています。ただし、子どもの記録の保管や情報の提供に関する規定等は定めていません。今後、詳細な保護規定を作成し運営にあたっていくことが求められます。また、作成した保護規定を用いて毎年、職員に研修を実施することが望まれます。</p>	

<別紙2-2（内容評価 保育所版）>

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、保育理念、保育方針、保育目標、Mission、バリューに基づき、子どもの権利条約や児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。計画は、子どもの発達過程や子どもと家庭の状況、地域の実態などを考慮して作成しています。全体的な計画には、幼児の終わりまでに育てほしい10の姿、年齢ごとの養護と教育の項目ごとのねらいと内容、食育、地域との交流や連携、保護者との連携、保育者の連携、安全対策・事故防止、保健・衛生・健康管理、災害対策などが記載されていて、園の保育の全体像を示すものとなっています。計画は、職員からの意見を反映して園長が作成し、職員会議で周知しています。保育士は、全体的な計画を意識して保育していますが、月案の作成時などに立ち戻ることは少なく、課題ととらえています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保育室に温・湿度計を設置し、エアコン、空気清浄機を用いて温・湿度の管理をしていて、適切な状態を保持しています。感染症対策として換気、清掃、消毒を徹底しています。0歳児は、乳幼児突然死症候群(SIDS)対策として丸洗いができるマット、1歳児以上はコットを用いています。シーツは保護者が週末に洗濯しています。保育室やトイレはチェックリストを用いて定期的に清掃していて、清潔な状態に保たれています。3・4・5歳児は同じ空間を用いていて、保育士同士で声を掛け合って、静かな活動をしたい時には仕切りを出したり、他のクラスが散歩に行っている間に音の出る活動をしたり、少しずつ活動の時間をずらすなど、工夫しています。子どもが気持ちの切り替えができない時などには、事務室や相談室を用いたり、午睡時など必要に応じて仕切りを用意するなどしています。0・1歳児は食事と睡眠の機能別の空間が確保されています。他のクラスは食事後に清掃をしてからコットを出しています。なお、幼児の保育室は音の通りやすい構造となっていることもあり、保育室内に子どもがくつろいで過ごせるようなコーナーを用意するなど、さらなる工夫が期待されます。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>職員会議等で一人ひとりの子どもの姿について話し合って職員間で共有し、子どもの個人差を尊重した対応ができるようにしています。保育士は、子どもの様子を見守り、子どもの言葉や仕草、表情、行動などから子どもの気持ちを汲み取るように努めています。言葉で自分の思いをうまく表現できない子どもには、分かりやすい言葉で話しかけて子どもの気持ちを代弁して確かめ、子どもが自分の思いを言葉で表現できるように働きかけています。子どもを注意する時には、なぜいけないのかを子どもに合わせて分かりやすく伝え、子どもが自分で気づき、次の行動に移れるように支援しています。職員会議等で食事の場面など具体的な事例をあげて子どもとの関わり方についての話し合いをし、職員間の意識のすり合わせをしています。職員は、子どもを不必要に急かしたり、制止したりしないように意識し、職員間で声を掛け合って、子どものペースに合わせた対応ができるように努めています。ただし、子どもの状況によっては連携が難しい場面も観察時に見られたので、さらなる取り組みが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>保育士は、子ども一人ひとりの発達段階を把握して子どもの気持ちに寄り添い、子どもが発達に応じた基本的な生活習慣を身につけられるように支援しています。保育室は子どもの動線を考慮し、クラスの子どもの特徴を考慮した環境設定がされていて、毎日の繰り返しの中で子どもが生活の流れを理解し、基本的な生活習慣を身につけられるようになっていきます。絵や図、写真などを多く用い、視覚的にも分かりやすい工夫がされています。保育士は、子どもの自分でやりたいという気持ちを尊重して見守り、声掛けをしたり、できない所をそっと手助けしたりしています。排泄の自立は、子どもの排泄のリズムを把握し、間隔があいた時にトイレに誘って座ってみることから始め、保護者に園での姿を伝えて意図を確かめ、連携しながら進めています。午前中や夕方に眠くなる子どもには、その子どもに合わせて横になる時間を作るなど、職員間で連携し、個々の生活リズムを尊重した対応ができるようにしています。年長児は1月頃から午睡の時間を減らしていき、戸外活動をしたり、静かに遊んだりしています。看護師による手洗いやうがいの保健指導もしています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室には、子どもの年齢や発達、興味に合わせたおもちゃや絵本が子どもの視線に合わせて置かれていて、子どもが自由に選んで、遊びを広げられるように環境設定されています。廃材も豊富に用意されていて、クラスで行事で作った作品を取り置いて自由に遊べるようにするなど、子どもが遊びを継続することができるようにしています。</p> <p>保育士は、子どもの遊ぶ様子を見守り、おもちゃを足したり、遊び方のヒントを出したり、子どもと一緒に遊んだりし、子どもが遊びを広げられるように支援しています。幼児は、前日の帰りの会や朝の会で子どもと話し合っ、活動内容を決めています。行事は子どもの興味や日々の遊びを発展させ、子どもが楽しみながら取り組めるようにしています。ドッジボールが好きな5歳児はスポーツフェスタではボール遊びを発表し、勝負ではなく皆で楽しめる形にしたことで、子ども同士で助け合う姿も見ることができました。お別れ遠足ではなくお泊り保育をしたいという子どもの声を受けて、お泊り保育を2回やるなど、子どもの声を柔軟に保育に取り入れています。</p> <p>晴れていれば毎日、園庭で遊んだり、近隣の散歩に出かけ、思いっきり身体を動かしたり、季節の自然に触れたりしています。幼児はおにぎり遠足として、年に数回おにぎりを持って遠くの公園まで遊びに出かけています。散歩では交通ルールや公共の乗り物や公共施設でのマナーも学んでいます。5歳児は、近隣の保育園や姉妹園と交流しています。近隣の畑でサツマイモやジャガイモを育て、収穫して食べたり、虫の飼育もしています。英語遊びや季節の歌、製作、ピアノカ、歌などの表現活動も行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>長時間保育の子どもが多いことも考慮し、20時までのデイリープログラムを作成して子どもの生活の連続性に配慮して保育しています。保育室を低い棚で仕切り、食事と遊び、睡眠の機能別空間を確保し、子どもが落ち着いて生活できるようにしています。緩やかな担当制を取り、同じ保育士が食事などの生活面を担当することで、子どもとの関係性が築けるようにしています。保育士は、子どもに優しく話しかけ、子どもの表情や喃語に応答的に関わり、子どもが安心して生活できるようにしています。おむつ替えはトイレで一対一で行っています。子どもの月齢や発達に合わせたおもちゃが子どもの目線に合わせて置かれていて、保育士による手作りおもちゃも多く用意されています。天気が悪い日には、マットやクッションなどを用いて身体を動かせる動のコーナーと静かに遊べる静のコーナーを作って子どもが自由に選んで遊べるようにするなど、子どもが主体的に遊べるような環境作りをしています。保護者には、保育アプリの連絡帳や送迎時の会話で密に情報交換しています。1ヶ月に1回、SNSでクラスの子どもの姿を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>職員間で子ども一人ひとりの姿について共有し、子どものやりたいという気持ちを大切に保育をしています。保育室には、子どもの手の届く届く所におもちゃや絵本が並べられ、子どもが自由に好きなおもちゃを選んで遊べるようになっています。保育室の構造上の制約もありますが、自由遊びの時間には、コーナーを設定するなど、子どもが自由に探索活動ができるように工夫しています。</p> <p>晴れた日には、園庭で砂遊びをしたり、三輪車やフラフープで遊んだり、泥んこ遊びをしたりと、自由に好きな遊びを楽しむことができます。近隣の公園に出かけて自然の中で自由に遊ぶこともあります。保育士は子どもの遊ぶ様子を見守り、子どもの発見や興味を持ったことに共感し、子どもが遊びを広げられるように支援しています。保育士は、子どものやりたい気持ちを大切に寄り添い、子どもが自分から行動できるように支援しています。けんかなどのもめ事の際には、保育士は大人の意図で介入しないように心がけて危険がないよう見守り、お互いの気持ちに寄り添いながら仲立ちをしています。噛みつきなどは、間に入って止め、お互いの気持ちを受け止めています。保育士以外にも看護師や事務員、調理師などと関わるほか、近隣住民と挨拶や会話を交わすなどしています。保護者とは保育アプリの連絡帳や日々の会話で子どもの様子について情報交換し、連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>3歳児は、鬼ごっこや宝探し、かくれんぼなどのルールのある遊びを多く取り入れ、子どもが友だちと遊ぶ楽しさを感じられるようにしています。4歳児は、子ども同士のつながりが育ち、集団遊びができるようになっていて、楽しいことを提示して子どもの興味と働きかけること、友だち同士の関わりを深め、遊びを継続していけるように支援しています。5歳児は、色々な活動を通して一つの方向を皆が向けるように支援し、遊びを通して好きな遊びを発展させたり、行事などを通して友だちと一緒に一つのことをやり遂げる経験ができるようにしています。3・4・5歳児はクラスごとに活動していますが、同じ空間を用いて日常的に交流しています。子どもの育ちや取り組んでいる様子は、保護者には日々の会話やSNS、動画配信などで知らせています。近隣の保育園には交流の際に伝えたり、小学校には幼保小の連携で伝えるなどしています。</p>	

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>園は、バリアフリー構造となっていて、エレベーターやスロープ、多目的トイレの設備もあります。障がいの特性を考慮した個別指導計画を作成し、それに基づき保育をしています。フリーの保育士を配置し、他の子どもとの仲立ちをしたり、必要に応じて個別に対応することで、子ども同士と一緒に生活できるようにしています。時計や絵カード、写真など視覚的にも分かりやすい工夫をし、子どもが見通しをもって活動できるようにしています。保護者とは日々の会話や面談で子どもの様子について密に情報交換し、連携しています。横浜市東部地域療育センターや法人の言語聴覚士、法人が契約する作業療法士、子どもが通所している発達支援事業所などの専門機関と連携し、アドバイスを受けています。保育士は、横浜市や法人の言語聴覚士による障がいの研修などに参加しています。保護者に対しては、入園のしおりに、多様性についての法人の考え方や対応を記載し、入園時に説明しています。</p>	
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもが在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画、年間指導計画、月案に「長時間にわたる保育」について記載し、子どもの生活リズムに配慮しています。17時からは0歳児と1歳児、17時半からは0・1歳児と2歳児と少しずつ合同となり、18時からは全クラス合同で1歳児保育室で過ごします。0歳児の低月齢の子どもがいる時には、棚を用いてスペースを分けるなど、人数とメンバーに合わせて環境構成を調整しています。子どもの人数を見ながら保育室の広さを調整したり、動と静の遊びのコーナーを作るなどし、子どもが穏やかに過ごせるように配慮しています。少人数でしか遊べないようなおもちゃを用意するなど、子どもが特別感を感じられるような工夫をしています。合同時間は異年齢で過ごしていますが、乳児がいない時には5歳児がドッジボールを楽しむなど、子どもの声を聞いて遊びを提供しています。19時までには間食、19時から19時半までは間食または夕食、19時半からは夕食を、保護者の要望で提供しています。保育士間で口頭と観察チェック表などで引き継ぎを行い、保護者に確実に子どもの情報が伝わるようにしています。特別に伝えることがある時は、担任が個別に保護者にメールしています。</p>	
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画に小学校との連携を記載し、それに基づき保育をしています。就学を見据えて、困った時には自分から発信するように働きかけたり、朝の会で見通しが持てるように予定を伝えて自分で考えて行動できるようにしたり、給食のおかずを自分でよそうなどの取り組みをしています。近隣の保育園との年長児交流をし、同年齢の大きな集団で遊ぶ経験をしています。小学校に散歩に出かけたり、運動会で使用するなどしています。保護者には、クラス懇談会で就学に向けた園の取り組みを伝えています。個別の相談にも応じています。保育士は、横浜市の接続期の研修に参加したり、小学校教諭と意見交換したりしています。就学にあたっては、保育所児童保育要録を小学校に送付し、引き継ぎをしています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、職員に周知しています。マニュアルは定期的に見直しています。看護師が年間保健計画を作成し、それに基づき子どもの健康管理をしています。</p> <p>朝の受け入れ時には保育士が子どもの様子を観察し、保護者に家での子どもの様子を確認しています。登園前に家庭で検温してもらい、0歳児は園でも検温をしています。看護師は毎朝連絡帳を確認して保育室をラウンドし、子どもの健康状態を確認しています。保育中の子どもの体調悪化や怪我については、看護師、園長で確認し、保護者に連絡をして対応について相談しています。次の登園時にその後の様子について確認しています。入園時に、保護者に既往症や予防接種などの情報を健康台帳に記載してもらい、その後は保護者に予防接種連絡カードに記載してもらい、看護師が追記しています。毎月、看護師による、在園児の疾患、応急処置や救命救急法、感染症などの保健研修を実施しています。</p> <p>乳幼児突然死症候群（SIDS）については、毎年看護師が保健研修で職員に確認し、0歳児は5分、1・2歳児は10分、幼児は20分おきに呼気チェックをし、保育アプリに記録しています。保護者には、入園時に説明しています。11月の対策強化月間には玄関にポスターを掲示し、保護者、職員に注意喚起しています。</p>	

	第三者評価結果
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
<p>毎月の身体測定、年2回の健康診断と歯科健診、年1回の尿検査（幼児）、視聴覚検査（3歳児）を実施しています。身体測定の結果は保育アプリ、健康診断の結果は保育アプリと健康台帳、歯科健診の結果は歯科健診表に記録しています。保護者には、保育アプリで配信しています。受診の結果も確認しています。保健計画に基づき、看護師が手洗いやうがい、咳エチケット、歯磨き指導などを行っています。5歳児は食後の歯磨きをしています。</p>	
	第三者評価結果
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>	
<p>横浜市の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、それに基づき対応しています。アレルギーのある子どもに対しては、子どものかかりつけ医が記載した「生活管理指導表」を保護者に提出してもらい、保護者、看護師、担任で面談をし、除去食を提供しています。毎月、保護者に献立表を確認し、署名・捺印してもらっています。除去食提供にあたっては、色違いのトレイと食器、食札を用いて、受け渡し時と提供時に職員間でダブルチェックをし、献立表にサインしています。食具やふきん、お代わりも別にしてあります。テーブルも別にし、保育士がそばについて誤食を防いでいます。保護者に対しては、入園のしおりに園の対応について記載し、口頭でも説明しています。熱性けいれんや肘内障などの子どもの情報を把握し、看護師が体調変化時の対応法や熱性けいれん予防薬の使い方などの研修をしています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
<p>全体的な計画に年齢ごとの食育について記載し、食育計画を保育士が作成し、保育しています。食事は、皆でテーブルを囲み、2歳児以上は保育士も一緒に食べています。ランチョンマットを用いたり、バイキング形式やセルフサービス形式を行うなど、食を楽しめるような雰囲気づくりをしています。乳児は、食事を一斉活動にするのではなく食べたいタイミングで食事できるようにしています。</p> <p>保育士は子どもの喫食状況を把握し、個々に合わせて調整しています。3・4歳児は、おかずは子どもの前で盛り付け、子どもが申告できるようにしています。5歳児は自分たちで盛り付けています。子どもの苦手な食材については、一口でも食べてみるように声掛けはしますが、完食を強制することなく、子どもの声を聞きながら調整しています。食器は陶器を使用し、子どもの発達に合わせた形状、大きさとなっています。3・4歳児はスプーンとフォーク、箸から選べるようにし、遊びの中で箸の練習をしています。子どもの年齢に合わせて、野菜の栽培や焼き芋大会、クッキング、三大栄養素の話などの食育活動を行っています。毎月献立表を発行するとともに、玄関にその日の給食のサンプルを展示しています。レシピの紹介もしています。コロナ禍以前には試食の機会を作っていましたが、現在は停止しています。</p>	
	第三者評価結果
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>離乳食は、一人ひとりの発達段階に合わせて保護者と面談し、食材を家庭で試してもらってから段階を進めています。お腹の調子が悪い時には牛乳をお茶にするなど、子どもの体調にも配慮しています。給食は外部に委託し、園の厨房で調理しています。献立は季節の食材を用いた季節感のあるものとなっていて、ひな祭り、子どもの日、クリスマスなどの季節の行事食も提供しています。子どもの日には、こいのぼりオムライスなど、目にも楽しめるような工夫をしています。3月には、子どもたちの希望を聞いてリクエストメニューを提供しています。残食を記録するとともに、調理員が毎日各クラスを回って、子どもの食べる様子を確認し、子どもから直接感想を聞いたり、献立についての質問を受けたりしています。毎月の給食会議には、各クラスの保育士、給食会社の栄養士、調理員が参加して、子どもの喫食状況について話し合い、献立作成や味付け、調理方法に反映しています。給食室の衛生管理はマニュアルに基づき、適切に行われています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>乳児は毎日、幼児は必要に応じて保育アプリの連絡帳を用いて保護者と情報交換しています。朝夕の送迎時には保護者と話し、子どもの様子について情報交換しています。年2回のクラス懇談会では、保育の内容や意図、クラスの子どもの姿を伝え、保護者が園の保育への理解を深められるようにしています。0・1歳児は保育参観、2歳児以上は保育参加を実施しています。盆踊りやスポーツフェスタ（今年度は2歳児以上）、おたのしみ会などの保護者参加行事を実施し、保護者が子どもの成長を感じ、保護者同士が交流できるようにしています。全園児個別の月案を作成して保護者に渡し、必要に応じて子どもの姿や個別のねらいを説明しています。毎月、園だより、保健だよりを配信しています。また、SNSを用いて行事やクラスの様子を写真とともに配信したり、動画配信したりし、保護者に子どもの様子を伝えています。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時には、園長を始めとして職員皆が保護者と挨拶を交わしてコミュニケーションをとり、園での子どもの様子を伝え、保護者の相談に応じています。保育アプリの連絡帳でも保護者の相談に応じています。年2回個別面談を希望者に対して実施するほか、必要に応じて随時面談しています。保護者から相談を受けた保育士は園長に報告し、対応について相談しています。必要に応じて個人面談を設定し、内容によっては園長も同席して、保護者の話を傾聴し、相談に応じています。看護師が対応して健康についての相談にのったり、必要に応じて関係機関につなぐなど、園の専門性を生かした支援をしています。相談内容は、面談記録に記載し、継続して支援できるようにしています。</p>	

	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>横浜市の児童虐待防止マニュアルをマニュアルとして用いています。法人の人権研修で、虐待や不適切保育について取り上げるとともに、園内研修や看護師による保健研修でも人権・虐待研修を毎年実施しています。また、職員会議でも個別のケースを取り上げて事例検討しています。朝の受け入れ時には、保育士は子どもと保護者の様子を観察しています。着替え時やおむつ替え時には、子どもの身体をチェックするとともに、子どもの言葉や行動なども観察しています。気になる事例があった時には、園長に報告し、対応について話し合っています。必要に応じて神奈川県子ども家庭支援課や横浜市中央児童相談所に報告し、連携しています。職員は、保護者の話を傾聴し、気持ちを受け止めて相談にのり、保護者が安心して子育てができるように支援しています。ただし、人権・虐待研修は実施していますが、マニュアルに基づく研修は実施していないので、研修を実施して職員誰もが気づいた時にすぐに対応できる体制を構築していくことが期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>年間指導計画や月案、日誌には振り返りの欄があり、保育士が日々の保育の中で振り返りができるようになっています。日誌は週案も兼ねていて、保育実践が計画に沿っているかを振り返ることができます。保育士は、子どもの育ちや意欲、取り組む過程を大切に保育していて、自己評価もその視点に沿って行われています。週会議や職員会議では子どもの姿について話し合い、保育の振り返りをしています。年度末には職員全員が自己評価をし、職員会議で話し合い、園の自己評価を作成しています。自己評価の結果を園内研修のテーマに取り上げたり、保育環境の見直しなどに反映しています。ただし、自己評価の結果お互いの保育観のすり合わせをして意識向上を図るという点では弱さがあり、園ではさらに深めていきたいと考えています。今後の取り組みが期待されます。</p>	